

令和6年6月末で市町村長が発行する認定書の申請受付終了

山梨県の融資制度のご案内

経済変動対策融資

経済危機関係（セーフティネット保証4号対応）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が大きく減少した中小企業者の方を対象とした融資です。

融資対象	新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた後原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少の見込まれる県内の中小企業者
限度額	設備資金・運転資金 合計5,000万円
融資利率	1.4%
保証料率	0.9%
償還期間	設備資金 10年以内（1年以内の据置を含む） 運転資金 10年以内（1年以内の据置を含む）
申込書類	市町村長の認定書（セーフティネット保証4号）、納税証明書、財務書類などが必要となります。
実施期間	令和2年3月2日から令和6年6月30日まで ※令和6年6月30日までに市町村に認定の申請をする必要があります。 発行された認定書には有効期限がありますのでご注意ください。

・ 新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、令和5年10月1日以降の市区町村に対する認定申請分から、その資金用途を借換に限定しています（新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日で終了）。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行
JA北富士 JA鳴沢村 JAクレイン JAフルーツ山梨 JAふえふき
JA山梨みらい JA南アルプス市 JA梨北 JA山梨信連

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所 県庁別館3階 産業振興課
相談時間 9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）
電話番号 055-223-1554（直通）

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課
TEL 055-223-1537（直通）